

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1835

8 月 の 税 務

1. 個人事業税の納付（第1期分）
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
2. 個人の道府県民税及び市町村県民税の納付（第2期分）
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
3. 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月10日
4. 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所得税）・法人住民税〉
申告期限…8月31日
5. 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
6. 法人・個人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
7. 12月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉…半期分
申告期限…8月31日
8. 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日

《も く じ》

◎税務のニュース

世論調査／マイナ対応など響く／岸田内閣
支持率下げ止まらず …2

◇中小企業経営者のための豆知識

社長所有の不動産を会社に貸付で節税

1. 会社にとってのメリット …3
2. 社長個人にとってのメリット …4
3. 不動産を貸すときは届出の提出期限に注意を …6

■中小企業経営者のための豆知識

地方消費税

1. 地方消費税について …10
2. 地方消費税の税率・計算方法 …10
3. 地方消費税の目的 …11

▽中小企業経営者のための経営・法律相談

◎納税の猶予制度 …14

▼中小企業経営者のための仕訳の実例

◎不渡手形の仕訳

1. 不渡手形とは
- (1) 不渡手形の定義・意味など …16
2. 不渡手形の決算等における位置づけ等

◇不渡手形の財務諸表における区分表示と表示科目 …17

3. 不渡手形の会計・簿記・経理上の取り扱い
- (1) 会計処理方法 …18
4. 不渡手形の税務・税法・税制上の取り扱い
消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

◇不課税取引（課税対象外） …19

税務のニュース

世
論
調
査

マイナ対応など響く 岸田内閣支持率下げ止まらず

岸田文雄内閣支持率の下落が続いている。朝日新聞が報じた世論調査では前回6月調査から5ポイント下落の37%となり、4月調査以来の30%台に落ち込んだ。下落は2か月連続。不支持率は4ポイント上昇の50%になった。

マイナンバー制度を巡るトラブルが続いていることや、少子化対策への評価が影響しているとしている。マイナンバーを巡る内閣の対応を「評価しない」が68%、「評価する」が25%だった。

同内閣の少子化対策への取り組みは「評価する」が33%にとどまり、「評価しない」が65%。前回調査ではそれぞれ44%、54%だった。調査は全国の有権者を対象に固定電話と携帯電話に調査員が電話をかけるRDD方式で行われ、計939人の有効回答を得た。

共同通信が3日間実施した全国電話世論調査でも内閣支持率が6月調査から続落。6.5ポイント下落し34.3%となった。同内閣過去最低である昨年11・12両月の33.1%に近づいている。不支持率は7.0ポイント増の48.6%だった。

マイナンバー問題を巡り、政府が実施している総点検では「解決しない」との回答が74.7%に上った。東京電力福島第1原発処理水の海洋放出に関する政府の説明について「不十分だ」との回答が80.3%に達した。

また、産経新聞とFNNが実施した合同世論調査では内閣支持率が3か月連続で下

落し、6月の前回調査比4.8ポイント減の41.3%。不支持率は同5.2ポイント増の54.4%で、2か月連続で支持率を上回った。

アジア成長率4.8%維持

アジア開発銀行（ADB）は、日本など一部先進国を除くアジア太平洋地域の2023年の経済成長率が4.8%になる見通しだと発表した。前回4月予想のまま据え置いた。輸出が世界的な需要の減退で伸び悩みが、消費と投資が堅調だと分析した。

ADBの2023年版の「アジア経済見通し」によると、2024年は4月予想を0.1ポイント下方修正し4.7%と予想した。地域別の2023年成長率は東アジアが4.6%、南アジアが5.5%、東南アジアが4.6%の見通しとした。

一方、物価上昇は金融引き締めなどにより抑制傾向にある。特に中国は国内需要の軟調などにも見舞われ、2023年のインフレ率を4月予想の2.2%から1.0%に大きく下方修正した。域内全体の2023年のインフレ率は4月予想の4.2%から3.6%に引き下げた。

◇次号休刊のお知らせ◇

誠に勝手ながら、次回8月15日発行分は休刊となりますので、よろしくご了承下さい。

【休刊】

8月15日号

社長所有の不動産を 会社に貸付で節税

土地は、会社と個人、どちらで購入したほうがお得でしょうか。

社長個人が所有している不動産（賃貸物件、土地など）を「会社に賃貸する」ことで、節税が期待できます。

新たに事業用の建物や土地を購入する場合も、個人で購入して会社に貸し、会社が個人へ地代家賃を支払ったほうが、税金を抑えることができます。

会社で所有した場合、会社の経費となるのは、土地の税金、建物の減価償却費、借入金の利息、所有資産にかかる固定費などです。一方、社長が所有して「会社に貸す」ようにすれば、「会社が社長に支払う賃貸料」も経費として認められます。

他人から物件を借りた場合、支払い先は「外部」になりますが、社長から賃借した物件については、支払い先は「社長」なので、外部にお金を出さずに、社長の収入を増やすことができます。

また、会社で土地を所有すると、固定比率や固定長期適合率が高くなり、資金繰りが悪化。銀行の財務格付けが低くなります。土地を会社で持っても、社長個人で持っても、個人会社で持っても、実態は何も変わりません。

そこで今回は、社長個人の不動産を会社に賃貸して税金の額を少なくできる理由などについて考えていきたいと思います。

1. 会社にとってのメリット

◇収入の流出防止

第三者から会社が不動産を借りると、賃料は他人へとキャッシュアウトしてしまいます。

それが社長から借りるなら、同じキャッシュアウトでも、社長の収入になり、実質外部へのお金の流出を防げます。

内輪である社長の手元にお金が残るなら、これほど安心なことはありません。

◇更新を継続して続けられる

他人から不動産を借りると、貸主の都合で契約の解除ということもあります。それが社長個人の持ち物なら、更新を断られることはまずありません。

仮に、社長が契約を更新しない場合は、それ以上のメリットがあるときでしょう。賃貸契約を他人の都合に左右されることがなくなります。

◇契約更新トラブルの回避によるコストダウン

第三者から賃借を受けると、契約の更新を断られることがあります。

また、契約を更新せずに移転する際、よくトラブルになるのが原状回復の費用です。支払額が高かったり、保証金や敷金から充当されてしまったりという経験がある方は多いはずです。

社長個人の不動産であれば、契約更新を断るということはありません。また、仮に原状回復費が発生しても、それを収受するのは社長個人となります。原状回復を工務店に依頼すれば、これは個人の不動産所得にかかる経費計算の範囲内で処理することができます。

2. 社長個人にとってのメリット

◇自分の会社に貸しているという安心感

不動産を他人に貸すのは、

「家賃をちゃんと払ってくれるのか」

「借りてくれる人や会社はちゃんと契約を守ってくれるのか」

「退去してほしいとき、ちゃんと出て行ってくれるのか」

などなど、何かと心配の種が消えません。それが自分の会社が借主なら、そのような不安はありません。

孤独な社長は、日頃からさまざまな不安で悩まされるもの、一つでも不安要素を減らしておくのは経営全体にとってもメリットになるでしょう。

◇所得税の損益通算

所得税法では所得を、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、利子所得、配当所得、一時所得、雑所得の10種類に分けています。このうち「フジサンジョウ」と呼ばれる、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得に生じた赤字（損失）は他の所得から引くことができます。

これを「損益通算」といいます。

※ 不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、次に掲げるような損失の金額は、その損失が生じなかったものとみなされ、他の各種所得の金額から控除することはできません。

(1) 別荘等の生活に通常必要でない資産の貸付けに係るもの

(2) 土地（土地の上に存する権利を含みます）を取得するために要した負債の利子に相当する部分の金額

(3) 一定の組合契約に基づいて営まれる事業から生じたもので、その組合の特定組合員に係るもの

例えば、社長の給与所得が1,000万円、不動産の赤字が200万円出れば、この場合の総所得金額は800万円となります。

このとき、給与から源泉徴収された所得税を戻してもらえる可能性があります。

※ 不動産所得が赤字の場合は、赤字のうち土地等を取得するために要した借入金利子部分は必要経費には算入できませんので注意が必要です。

また、会社への賃貸によって個人の収入を分散することも、節税につながる理由の一つです。

経営者は会社から役員報酬、すなわち給与所得を受け取っています。税法上、給与所得は、給与収入の額に応じ、一定の計算式に基づいて控除額が決まってしまいます。このとき、同じ額の収入を給与と家賃収入とに分けてもらおうと、賃貸不動産の経費を計上することによって節税効果が生まれるのです。

例えば、賃貸不動産で修繕費が発生しその年の不動産収入が赤字となれば、給与所得の分と損益を合算して、給与所得にかけられた源泉所得税を戻してもらえ可能性があります。

不動産を貸さずに個人で使用した場合でも同じように修繕費はかかるのですから、節税になる可能性がある方を選択すべきでしょう。

◇青色申告特別控除の不動産所得への適用

青色申告者に対しては種々の特典がありますが、その一つに所得金額から最高65万円又は10万円を控除するという青色申告特別控除があります。

この65万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

- (1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること
- (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること
- (3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること

不動産所得は、その不動産貸付けが事業として行われているかどうかによって、所得金額の計算上の取扱いが異なる場合があります。

不動産の貸付けが事業として行われているかどうかについては、原則として社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかによって、実質的に判断します。

ただし、建物の貸付けについては、次のいずれかの基準に当てはまれば、原則として事業として行われているものとして取り扱われます。

- (1) 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること
- (2) 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること

また、不動産所得を青色申告で行うと次のメリットがあります。

○青色申告特別控除

65万円と10万円の特別控除が利用できます。

○専従者控除

家族を従業員にして給料を支払った場合、その額を必要経費にすることができます。

○赤字の繰越し

不動産所得が赤字になった場合は、3年以内であれば赤字分を繰り越しできます。

その赤字分は、黒字になった年にその課税所得から差し引ける、繰越控除を受けられます。

○少額減価償却資産の特例

30万円未満の資産であれば、毎年減価償却にせずに取得した年に全額経費にすることが可能です。

○貸倒れ損失の計上

回収できない賃貸料が発生した場合、貸倒損失もその年の必要経費として計上することができます。

◇相続税の財産評価額が低下

社長が個人的に所有している不動産を空屋にしていた場合には、相続税法上、建物は自用建物評価、土地は自用地評価となります。一方、会社に不動産を貸し付けている場合、貸家となることから、建物は貸家評価、その建物の敷地は貸家建付地評価となります。

貸家評価や貸家建付地評価は、自用建物評価や自用地評価と比べて評価額は減額されます。そのため、結果的に相続税の財産評価額を下げることになり、節税につながるのです。

3. 不動産を貸すときは届出の提出期限に注意を

社長が会社に不動産を貸して不動産所得が発生すれば、住所地の税務署は一定の届出をしなければなりません。特に、貸付を始めた年から適用を受けたい場合は、開始日から2か月以内（その年の1月15日以前に開始した場合は3月15日まで）に申請書を提出しなければ、適用は翌年までまたなければいけないので注意が必要です。

一方、貸借時に会社として行う手続きもあります。新規に事務所を設置するのであれば、税務署、県税事務所、市役所などに事業所設置の届出をします。元々社長の自宅を本店所在地として使用貸借をしていた場合などは、追加で届出をする必要はありません。

4. 高額な賃料設定は税務調査で問題になる恐れも

会社とオーナーである社長個人の取引には、「同族会社の行為計算の否認」という問題が出てきます。

一番のポイントは家賃です。

過度に高額な家賃設定は、法人の利益を減少させる結果となり税務調査でも問題となる恐れがあります。

近隣の似たような不動産賃料を参考にし、第三者から見て、妥当と思えるような家賃設定が必要です。

次は、社長の自宅と土地、それぞれを会社に貸して手持ちキャッシュを増やす方法についてみていきます。

1. 社長の「自宅」を会社に貸す方法

自宅を会社に貸す場合、賃貸と持ち家では、社長の不動産収入に対する税法上異なる点があります。

◇自宅が賃貸の場合

社長の自宅が賃貸の場合、物件の一部を会社に転貸という形になります。したがって、まず、家主さんに会社に転貸可能かどうか、確認を取っておかなくてはなりません。

会社から徴収した家賃は、そのまま家主さんに支払われますので、社長の収入として確定申告する必要はありません。

会社が負担する家賃は、賃貸物件の面積のうち、会社が使用する部分の割合で求めると合理的です。

例えば、15万円の家賃で、同じ面積の部屋が3部屋あり、その中の一部屋を事務所として使用していたなら、毎月の会社の負担は5万円ということになります。この額を、会社は経費として計上できます。

◇自宅が持ち家の場合

社長の持ち家を会社に貸す場合は、社長の不動産所得になりますので、確定申告が必要になります。確定申告にあたっては、会社の使用割合によって、次のものを経費として計上できます。

- ・固定資産税
- ・建物の減価償却費
- ・火災保険料
- ・借入の金利
- ・電気、水道代など

個人の持ち物の場合、社長の個人マネーで支払われることを考えれば、それだけでも社長の手取り収入が増えることがわかります。

ただし、社長個人が「住宅ローン控除」を受けている場合は、事業割合が2分の1を超えますと、ローン減税が受けられなくなったり、事業割合に応じて減税額が減ってしまいます。

2. 消費税の取り扱い

会社が消費税の課税取引業者に該当する場合、社長に支払った家賃は控除することができます。居住用の賃貸契約の場合、消費税の非課税取引になりますが、事業用の家賃であれば課税取引となります。

消費税の計算は

・納める消費税＝預かった消費税－仕入に支払った消費税
になります。

消費税の課税取引に該当するという事は、それだけ納める消費税が少なくて済むということです。

2019年10月には、消費税が10%になることを考えたら、消費税の課税取引該当する意味は大きくなります。

一方、社長の不動産収入が1,000万以下なら、消費税課税事業者にならず、消費税を収めなくてもよいことになります。

ただし、賃貸借契約書で居住用として契約した物件を、借主が勝手に用途変更し賃貸人に伝えずに事業用として使用していた場合、原則として、貸主との間で契約変更をしない限りは、最初の契約通りに非課税取引になりますので注意が必要です。

3. 社長の「土地」を会社に貸して節税する方法

社長が個人で所有している土地に、会社名義の建物を建てているケースがあります。

会社が社長からタダで土地を借りている場合は、「使用貸借」となり、地代は無料ですので、節税にはなりません。

使用貸借として課税されないのは、大まかにいうと貸主が「個人」だからです。貸主が法人の場合は、使用料相当額の収入があったとして課税されます。そこで、無償返還方式という土地の借り方をする事で、節税することができます。

4. 土地を貸す場合の4つのパターン

社長の土地を会社で借りるときのパターンには、次の4つがあります。

- ・使用貸借方式
- ・権利金方式
- ・相当の地代方式
- ・無償返還方式

それぞれの方式について解説していきます。

◇使用貸借

使用貸借契約とは、対価を支払わないで他人の物を借りて使用収益する契約をいいます。

土地を貸す対価として地代を受け取る場合でも、その地代の水準が、貸した土地の公租公課（主に固定資産税と都市計画税）に相当する金額以下の土地の貸借は、使用貸借契約となります。

使用貸借の場合、地代は無償ですから、経費も発生せず、節税になりません。

◇権利金方式

通常の土地取引の場合、建物の利用を目的とした土地の賃貸借契約を結ぶときは、借地権相当額の「権利金」を貸主に支払うこととなります。

借地権は、借地借家法で強く守られた権利です。

いったん土地を借主に貸してしまうと、毎月のわずかな地代を支払うだけで、事実上借主のものようになってしまいます。それならそれに見合うだけの代金を頂戴しないと割に合わないということで、地代の他に借地権相当額の「権利金」を貸主に支払うわけです。

これは、社長と自分の会社の取引でも同じです。

社長個人の土地に、会社の建物を建てて地代を支払えば、借地権が発生し、それに伴う「権利金」を支払わなくてははいけないのです。

もし、土地を借りた会社から権利金の支払いがないと、税務署も黙っていません。借地人である会社は、土地所有者から権利金に相当する金額の贈与を受けたとみなされ、「権利金の認定課税」をされます。

権利金の金額は、土地の更地価格の70%~90%ともなります。

権利金方式を選んだ場合、節税どころか、多額の資金が必要で、この方法は現実的ではありません。

◇相当の地代方式

この方法は、権利金の支払いをしない代わりに、それ相当の地代を支払うというものです。相当の地代の額とは、原則として、その土地の更地価額のおおむね年6%程度の金額です。仮に5,000万円の評価額なら、6%で300万円の支払いです。

たしかに、会社は経費になりますが、会社によっては資金繰りが苦しくなる場合もあるでしょう。

また、地代を受取った社長個人は、その分地代収入として確定申告せねばならず、トータルでの納税額が増えてしまえば元も子もありません。

◇無償返還方式

そこで使うのが、無償返還方式です。権利金も支払いもできない、相当の地代も支払えない、というときに使います。

この方法は、借主は土地を明け渡すときは、立ち退き料などを要求せず、無償で返還を約束するものです。それを税務署に届け出ることによって、権利金を支払わなくても、相当の地代を支払わなくても、また、それによる認定課税を受けなくて済むことができます。

この無償返還方式は、個人と個人の取引には適用できませんが、個人と法人では適用することができます。したがって、社長の土地を会社に貸してその上に建物を建てる場合でも、適用できます。

社長個人の側では、不動産所得として確定申告をする必要がありますが、土地の固定資産税は経費にすることができますので、大きな負担になることはないでしょう。

※ 利益を保証するものではありません。

なお、この方式を採用する場合は、「土地の無償返還に関する届出書」を遅滞なく、税務署に届ける必要があります。

地方消費税

地方消費税とは、一体何でしょうか。まずは、地方消費税のあらましについて確認していきましょう。

1. 地方消費税について

消費税というのは、お馴染みのことだと思います。竹下内閣の際に福祉などの社会保障を目的とした財源確保のため、導入されました。しかし、地方消費税という租税は聞いたことがない方も多いでしょう。

まずは、地方消費税とは、一体何なのかについて、説明していきましょう。ただ、その前に、地方消費税を理解するためには、まず、常日頃支払っている消費税とは何かを理解しなければなりません。

今更、説明する必要もないかもしれませんが、消費税は、事業者が販売したモノやサービスの代金に対して課税される税金です。実際にその税金を支払うのは消費者ですが、実際に納税するのは、事業者であることから、間接税とされています。

モノやサービスの支払い時に、消費者は税金を支払います。その消費税を事業者は一度預かります。その後、預かっている消費税を、消費者に代わって税務署に納付します。

その事業者が税務署に納付した消費税は、国の財源になる分だけではなく、都道府県の財源となる地方消費税が含まれています。消費税の支払い時に、国の財源となる分も同時に納付しているのです。

現在、購入したモノやサービスの金額のうち、8%を消費税として、私たちは納めていますが、8%全てが国の歳入になるワケではありません。そのうちの1.7%は、地方に収める分になります。この分の消費税を、税法では、地方消費税と呼んでいます。

2. 地方消費税の税率・計算方法

消費税が導入された当初、平成元年に3%で導入が開始された消費税の税率には、地方消費税は存在していませんでした。しかし、平成9年4月1日に5%に引き上げられた際、そのうちの地方消費税は、消費税全体の20%、つまり、実際に支払っている消費税5%のうち、1%を地方消費税という形で、地方自治体に納めることになりました。そして、平成26年4月1日に消費税率は8%に引き上げられました。この8%の税率のうち、国税として徴収される部分は6.3%に、地方消費税部分は1.7%と設定されました。

今後、8%から10%へ引き上げられることが決定しています。予定通りに消費税率が引き上げられた場合、この10%のうち、国税部分は7.8%、地方消費税分を2.2%の設定になっています。

3. 地方消費税の目的

地方消費税の目的は、地方自治体に安定した独自財源を確保させることが目的です。地方自治体の財源になるのは、都道府県民税、事業税がおもな財源ですが、これらの財源は、人口や法人数によって左右されてしまいます。

こうなると、地方格差が明確になってしまいます。人口の多いところは税収が多く、少ない地域は少ない。加えて、1989年度から消費税が導入された結果、地方自治体の歳入の中心になっていた地方税の主要な間接税が消費税に吸収されてしまう結果になりました。

特に、人口の少ない地方では、税収構造の不安定になると地方単独事業、福祉事業の充実が難しくなります。このような対策として、村山内閣の際に、地方消費税の創設が決定されました。

今後も、少子高齢化は深刻なモノになるでしょう。そうなったときに、一番税収として入りづらくなるのは、働いている人が納める所得税や法人税です。

消費税は景気の影響を受けにくいと、社会保障財源として重要な役割を果たしています。特に地方消費税は、地方自治体に安定した独自財源を持たせるものとして期待されています。人口の減少や高齢化でほかの税収が不安定な地域であっても、地方消費税によって税収を維持しやすいとされているからです。

4. 地方消費税の課税

基本的に、すべての商品やサービスが、消費税の課税対象になります。普通に、スーパーやコンビニで買っている食料品や生活必需品、塾やホテルなどのサービスも対象になります。

また、一般市民が買う品物だけではなく、物流業界においても課税の対象になります。例えば、農林水産業の第一次産業においては、作った人＝生産者も他の人に売れば、そのうちの8%を消費税という形で納めなければなりません。

他の産業も同様です。鉄鋼業も最初に鉄鉱石を鉄鋼に製錬した法人業者が、他の鉄を必要としている法人業者に売った際には、消費税が課税されます。

5. 地方消費税の税収は「清算」される

地方消費税は、以下のような流れで国に納付されてから、47都道府県に分配されます。

- ① 消費者が、商品やサービスを購入する際に消費税を負担し、いったん事業者を支払う
- ② 納税義務者である事業者が、消費者から預かった消費税を国の出先機関である税務署に納付する
- ③ 消費税のうち1.7%の地方消費税部分が、商品・サービスの販売額や人口、従業者数などの統計数値に基づき、各都道府県に分配される

地方消費税の分配にあたって基準となるのは、総務省が定める「清算基準」です。清算基準は3つの指標によって構成され、それぞれ以下のようなウェイトを占めています。

- ・小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額の合算額……ウェイト6/8
- ・人口（国勢調査）……ウェイト1/8
- ・従業者数（事業所統計）……ウェイト1/8

これを見れば分かる通り、人口や従業員数も基準に入っているものの、基本的に地方消費税の税収は、主に都道府県の財・サービスの販売額に応じて配分されることになっています。

本来、消費税は消費者が負担する租税ですから、地方消費税の税収が、最終消費地（品物が行きつく場所）に帰属させるように行動しています。

6. 地方消費税の将来

出来ることならば、消費税率は上がって欲しくない、というのが、家計を預かる方々の正直な感想だと思います。

しかし、今後も少子高齢化が進み、いよいよ社会保障費は増大していきます。また、労働人口が少なくなるので、一層、所得税や法人税は減収となるでしょう。そうすると、やはり財源確保のためにも、消費税は上がるでしょう。

現在、予定では、10%への引き上げが予定されています。今後、この税率が据え置きにはならず、北欧と同水準の20%になる可能性も十分に考えられます。

地方消費税が抱える問題

地方消費税には、様々な問題があります。消費税としてどうしても抱えてしまう問題もあれば、日本独自の問題もあります。さて、どんな問題があるのでしょうか。

1. クロスボーダーショッピング

地方消費税の問題の一番大きなものは、クロスボーダーショッピングを考慮していない点にあります。クロスボーダーショッピングとは、簡単に言えば、県境を越えた消費のことです。

例えば、県境に近いところに住まわれている方なら、もしかすると越境する方が、買い物をする場に恵まれている可能性があります。例えば、関東圏なら東京、関西圏ならば、大阪府や京都府で買い物をすることも多いでしょう。

特に東京都については、関東圏の地方自治体の住民だけでなく、遠方から訪れる観光客や、海外旅行者の消費支出も大きく、入ってくる地方消費税も莫大なモノになるでしょう。

勿論、これは東京都に限った話ではありません。観光名所を多く抱える京都・大阪や神奈川なども同様に、クロスボーダーショッピングが起きやすいため、入ってくる地方消費税も高額になります。

これがなおのこと、地方間格差を浮き彫りにします。地方では満足な社会保障が得られないために、都会へ出ていく。そうすると、人口が減ります。人口が減れば、税収も減ります。そして、また、社会保障が不十分になるという悪循環になるのです。

2. 消費支出が少ないと、地方消費税も少なくなる

先ほどのクロスボーダーショッピングもありますが、そもそもの問題として、消費支出が少なければ、消費税が少なくなるという当たり前の問題もあります。

消費税は一説によると、1%で約2.5兆円という大きな規模の税収をもたらすとされています。単純計算で、現在の消費税率は8%ですから、約20兆円規模の消費税収が国にはあります。

その中の地方消費税の税率は1.7%に設定されていますから、単純計算で地方は約4,000億円程度を地方消費税という形でもらっている計算になります。

しかし、消費税が高くなれば、その分、消費者の財布の紐はきつくなります。結果として、消費税収そのものが減り、結果として、地方消費税が入らないということがあります。

また、単純な人口の問題もあります。なぜ、東京や大阪の地方税収が多いのかと聞かれたら、単純な話、人口が多いからです。人口が多ければ、その分、消費する人間も多く、消費する場所も多くなります。

一番、消費税が大きく入るのは、やはり数が多く、利用者の多いコンビニやスーパーなどの小売店です。人口が多ければ数も増え、当然、そこからの税収は大きくなります。人口も少なく消費する場所も少なければ、当たり前ですが、地方消費税も少なくなります。

3. 格差をなくす

曲がりなりにも、日本は法の下での平等を謳っている国家です。このような格差は是正されなければなりません。では、このような地方消費税の税収格差を適正にするためには、どのようなことをすれば、良いのでしょうか。

もっとも簡単な方法は、先に上げたクロスボーダーショッピングを完全に排除することです。地方消費税の格差が起きる一番の原因は、消費者が消費税を支払った場所、その都道府県の税収になるシステムがあるからです。

そこで、越境することなく、どの県民も居住県内で消費を行うようにすれば、この格差は是正され、単純に地方消費税の税収は増えます。

しかし、幾ら行政が地元での消費を訴えたところで、家計に消費する場所を強制することは、そもそも不可能な話です。居住区の社会保障や周囲環境を整えるために、消費税が存在するのに、これでは本末転倒です。

もう一つは、地方消費税の清算基準を変更することです。現在、地方消費税は、財・サービスの販売を基準に清算されています。これを、家計の消費支出を基準とするように変更すれば、居住者の消費支出に応じた税収を得ることが出来ます。

ただし、これも、支払った都道府県に税収が入ってこなくなる問題があります。そもそもの人口の多い東京・神奈川や京阪神は未だしも、観光産業を重視している、例えば、北海道や沖縄という道県は大打撃でしょう。

過疎過密や、少子高齢化などの社会問題を解決しなければ、格差の是正は難しいのかもしれない。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

納税の猶予制度

事例

当社は、青色申告法人ですが、3年ぶりに税務当局の任意調査を受けました。調査の結果、担当官から一部の非違事項を指摘され、3か年を遡及して是正する旨の指導を受けました。

しかし、長引く不況の中、事業資金の調達にも苦慮しており、修正申告書の提出とともに納税資金も工面しなければなりません。何とか納税を延期する方法はないでしょうか。



◇アドバイス◇

多くの税金は、申告納税制度が採られ、納税申告書を提出することにより税額が確定し、一定期間内に金銭で納付することで納税義務が消滅しますが（納税の履行）、なかには、災害、病気、事業の失敗等で納税の履行が困難な場合があります。こうした事情を考慮して、一定期間の納税の猶予を認める納税の猶予制度が採られています。

◆◇解 説◇◆

納税の猶予制度は、納税者の事情により次の3つのケースからなっています。

(1) 災害の場合の納税の猶予

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者が日の損失を受けた日以後1年以内に納付すべき特定の国税がある場合

(2) 通常の場合の納税の猶予

上記(1)の事情のほか疾病・事業の休廃業等で一時に納付することが困難な場合

(3) 課税遅延の場合の納税の猶予

法定申告期限又は法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定し、その税額を一時に納付することが困難な場合

なお、上記(2)通常の納税の猶予及び(3)課税遅延の場合の納税の猶予については、原則として担保が必要です。

ご質問の場合、調査による非違事項の是正すべき事業年度が明らかではありませんが、仮に是正のための修正申告書の提出により法定申告期限から1年を経過した日以後に納税すべき税額が確定することになりますと、上記(3)の課税遅延の場合の納税の猶予に該当することになります。この納税の猶予を受けるためには、修正申告書の提出とともに所定の納税猶予申請書を税務当局へ提出(原則として納期限内に申請)する必要があります。

納税の猶予が認められますと、その猶予期限に原則として分割納付することができ、また、税務当局からの督促や滞納処分が制限されるほか、延滞税の一部免除が受けられます。なお、法人住民税等の地方税についても同様の納税の猶予制度が採られています。

納税猶予制度の概要

猶予の種類 区分	災害により相当な損失を受けた場合の猶予
要件	1 災害により相当な損失を受けた場合の猶予 2 納期末到来の国税 3 災害の止んだ日から2月以内の申請
担保	不要
猶予金額	全部又は一部
猶予期間	1年以内
納税方法	原則として一括納付
効果など	新たに滞納処分の制限・延滞税の免除等

猶予の種類 区分	通常の納税の猶予	
	災害・疾病・廃業等の場合の猶予	課税が遅延した場合の猶予
要件	1 災害等の事実があること 2 上記1を原因として納付困難であること 3 要申請(いつでも)	1 課税遅延があったこと 2 納付困難であること 3 要申請(納期限)
担保	原則として要	
猶予金額	納付困難の金額の範囲	
猶予期間	原則として1年以内(延長可)	
納税方法	分割納付可	
効果など	新たに滞納処分の制限・延滞税の免除等	

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎不渡手形の仕訳

1. 不渡手形とは

(1) 不渡手形の定義・意味など

不渡手形とは、所持している手形が不渡りになった場合（→手形の不渡り）に、通常を受取手形と区別するために用いられる資産勘定をいう。

(2) 法人・個人の別

◇法人・個人

不渡手形は法人・個人で使用される勘定科目である。

(3) 不渡手形の科目属性

◇資産

不渡手形は、振出人又は裏書人に対する償還請求権を表すものなので、資産勘定である。

(4) 不渡手形の目的・役割・意義・機能・作用など

◇手形の不渡り

通常、手形代金は当座預金で決済されるが、手形の満期日に手形支払人の当座預金口座に手形代金分の残高がない場合は、支払いは拒絶される。これを手形の不渡りといい、支払を拒絶された手形を不渡手形という。

受取手形が不渡りとなった場合は、回収不能（貸し倒れ）のおそれがあるため、通常を受取手形と区別して不渡手形勘定で管理する。

(4) 不渡手形の位置づけ・体系（上位概念等）

◇手形

手形は、手形法上は約束手形と為替手形とに分類される。

しかし、簿記上では手形はこの法律上の分類にかかわらず、通常の営業取引から生じた手形債権と手形債務については、受取手形と支払手形という2つの勘定科目で処理をする。つまり、約束手形や為替手形といった勘定科目は存在しない。

ただし、通常の営業以外の取引から生じたもの、裏書譲渡・手形割引などの特定の手形行為、手形の不渡りなどについては特別な勘定科目を使用する場合もある。

なお、手形に関する勘定科目としては次のようなものがある。

- ・通常の営業取引に使う手形
 - ・受取手形
 - ・取立手形
 - ・支払手形
- ・通常の営業取引以外に使う手形
 - ・営業外受取手形
 - ・営業外支払手形
 - ・設備支払手形
 - ・長期営業外支払手形
 - ・長期設備支払手形
- ・金銭貸借に使う手形
 - ・手形貸付金
 - ・手形借入金
- ・その他の手形
 - ・不渡手形
 - ・交換手形関係
 - ・受取融通手形
 - ・支払融通手形
- ・保証債務にかかるもの
 - ・保証債務
 - ・保証債務費用
 - ・保証債務取崩益
- ・偶発債務にかかるもの
 - ・対照勘定
 - ・裏書義務（手形裏書義務）／裏書義務見返（手形裏書義務見返）
 - ・割引義務／割引義務見返
 - ・評価勘定
 - ・裏書手形
 - ・割引手形

2. 不渡手形の決算等における位置づけ等

◇不渡手形の財務諸表における区分表示と表示科目

不渡りとなった手形は、正常営業循環から外れているため、流動資産としては表示できない。

固定資産として「投資のその他の資産」に属する不渡手形（または破産更生債権）として表示する必要がある。

貸借対照表 > 資産 > 固定資産
> 投資その他の資産 > 不渡手形

企業会計原則注解

[注16] 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

受取手形、売掛金、前払金、支払手形、買掛金、前受金等の当該企業の主目的たる営業取引により発生した債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、更正債権及びこれに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなのは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。

3. 不渡手形の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計処理方法

使用する勘定科目・記帳の仕方等

◇所持している手形が不渡りになった場合

所持している手形が不渡りになった場合は、通常受取手形と区別するために、受取手形勘定（資産）から不渡手形勘定（資産）に振り替える。

また、手形が不渡りになったことによる償還請求などの諸費用（支払拒絶証書の作成費用等）も不渡手形勘定に含める。

不渡手形の金額 = 手形の額面金額 + 償還請求などの諸費用

◇不渡手形を回収した場合

不渡手形を回収した場合は、不渡手形勘定の貸方に記帳して不渡手形を減少させる。

なお、期限後利息は受取利息勘定（営業外収益）で処理をする。

◇不渡手形が回収不能になった場合

不渡手形が回収不能となった場合は、貸倒れの処理をする（→貸倒損失の計上）。

(2) 取引の具体例と仕訳の仕方

不渡手形勘定とは、支払人が満期日に支払を拒絶した場合、あるいは事実上支払不能となった場合、支払人に対して生じた遡及権を行使中であることを示すために、一時的に処理する勘定です。

6か月の間に、第1号不渡りを2回以上出すと、「銀行取引停止」の処分を受けます。全銀行に不渡りを出した者の名前を通知する不渡り報告が行われます。この処分を受けると、2年間融資を受けることができなくなり、上場企業の場合は上場も廃止されます。「銀行取引停止」の処分を受けることにより、会社の資金繰りが悪化して、会社は存続していても事実上の倒産と言われます。

手形が不渡りになった場合は、受取人は振出人、裏書人（手形を譲渡するために裏書した人）に対して、遡及権（額面額を請求する権利）を請求する

ことができます。それでも払ってもらえない場合は、手形訴訟などの手段を取ります。

1 手形が不渡りになったとき

例題 Y社より裏書譲渡された約束手形5,000円が不渡りとなった。このため、同社に対して手形金額の償還の請求を行った。これによる内容証明郵便等諸費用200円を現金で支払った。

約束手形	5,000	受取手形	5,000
		現金	200

- ★ポイント★① 裏書したY社に、取立の日又はそれから4日以内に内容証明郵便で不渡りになったことを通知する。
- ② 手形所持人である貴社は、振出人及び全裏書人に対しても、同時に手形の金額を請求できる。

2 銀行割引した手形が不渡りになったとき

例題 銀行割引した手形5,000円が不渡りとなったため、取引銀行から支払いの要請を受け、現金で支払った。期日後利息30円を追加払った。

不渡手形	5,030	現金	5,030
割引手形	5,000	受取手形	5,000

3 裏書した手形が不渡りになったとき

例題 裏書中の手形8,000円が不渡りとなり、回り手形を受けたG社より買い戻し請求を受け、現金払いした。

不渡手形	8,000	現金	8,000
裏書手形	8,000	受取手形	8,000

★ポイント★ 不渡手形回収の方法（ポイントは素早い行動力）

- ① 保証人や担保をつけさせる。
- ② 仮差押え（預託金返還請求権の仮差押えなど）⇒手形訴訟（2～3か月）⇒強制執行

4. 不渡手形の税務・税法・税制上の取り扱い

消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

◇不課税取引（課税対象外）

消費税法上、不渡手形は不課税取引として消費税の課税対象外である。